

平成29年度 後面衝突頸部保護性能試験方法

1. 適用範囲等

この試験方法は、自動車事故対策機構（以下、「機構」という。）が実施する自動車アセスメント情報提供事業における試験のうち、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量2.8トン以下の自動車の「後面衝突頸部保護性能試験」について適用する。また、対象座席は、運転者席及び助手席（運転者席と並列の座席のうち自動車の側面に隣接するものをいう。以下同じ）とする。

2. 用語の意味

3. 試験準備等

4. 試験条件

5. 試験設備等

5.5 電気計測装置

~~② ダミー検定については、①によるほか、ダミー製造者が定める方法によること。~~

5.6.3 ダミー

- (1) 使用ダミーについては、BioRID II Ver.G ダミーを使用すること。ダミーの特徴として、体格は Hybrid-Ⅲと同様に米国成人男性の 50%タイルに相当し、体重は 78kg であり、頸椎が 7 個、胸椎が 12 個、腰椎が 5 個から構成される脊椎構造を有するものである。詳細は「BIORID II USER'S MANUAL」（2008/7/29）を参照のこと。

シートベルトの相互作用が無いように、ケーブルは腰部の正面又は側面から出されること。

- (2) ダミー各部の特性は、ジャケット及び腰部については「BioRID II Dummy Certification Manual (ARA-9901[Rev.A])」により、その他の部位については「BIORID II USER'S MANUAL」（2008/7/29）により検定を行い、適合したものであること。検定結果については、書面に記録し、試験前に機構に提示すること。

6. 試験方法

7. 記録、測定項目

7.1.2 ダミー検定結果の記録等

- (1) 試験機関は、ダミー検定結果を記録すること。
- (2) ダミーは、5 回の衝撃試験を実施後又はダミー製造者が推奨する期間でに再検定を行うものとする。

ただし、傷害値が通常受け入れられる限界に達するかこれを超えた場合には、ダミーの当該部分は再検定を行うものとする。

また、試験中にダミーの部品が破損等した場合には、当該部品は検定を受けた構成部品と交換するものとする。